

看護師の業務拡大に関する医療を受ける側への意識調査

加藤礼識¹⁾ 伊藤雪絵¹⁾ 水野静枝²⁾ 御興久美子³⁾ 今村知明¹⁾

- 1) 奈良県立医科大学 健康政策医学講座
- 2) 京都光華女子大学 健康科学部看護学科
- 3) 奈良県立医科大学 女性研究者支援センター

【背景】

- ≈ 提言「看護師の役割拡大によって安全で安心な医療を提供することができる」(平成20年8月28日 日本学術会議 健康・生活科学委員会 看護学分科会)を受け、厚生労働省は平成22年5月「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ」を設立し、看護師の業務範囲、看護師の移譲すべき特定医行為についての検討を開始した。
- ≈ 平成22年当初は、9項目約150の医行為について、看護師への移譲が可能かどうかについて話し合いがもたれていた。

【目的】

- ≈ 「チーム医療推進のための看護業務検討WG」では現在、看護師に移譲可能と考えられる特定医療行為として29項目を挙げて、検討を行っている。
- ≈ しかしながら、実際の受療者である一般市民の意見については、聴取・検討されていない。
- ≈ そこで、医療職以外の市民を対象に看護師の業務拡大に関してのアンケートを実施し、受療者が看護師の業務拡大に関してどのように考えているかを調査し、検討した。

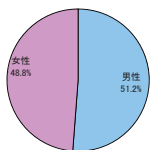
【方法】

- ≈ インターネットを通じて、2012年4月24日～27日までの4日間、医療従事者を除いた20～69歳の男女1200人にアンケートを実施した。
- ≈ 調査項目は、
 - 1) 現在医師の指示の下で行っている医療行為
 - 2) WGで移譲が検討されている医療行為
 について
- ≈ それぞれの項目ごとに、看護師が行うことの賛否とその理由を質問した。

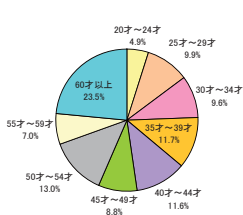
【結果】-1

- ≈ 1060人(男543人、女517人)が回答し回収率は88.3%であった。
- ≈ 性別、年齢、居住地は以下のとおりである。

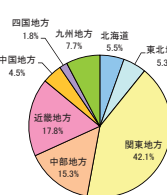
【性別】



【年齢】



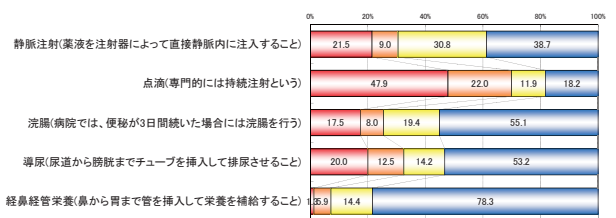
【居住地】



【結果】-2

病院で看護師から医療行為を受けた経験の有無

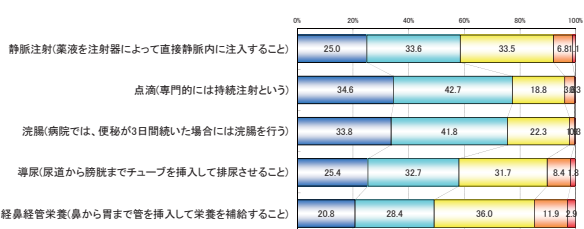
□あなたご自身 □家族 □わからない □ない



【結果】-3

看護師から医療行為を受けたことについて

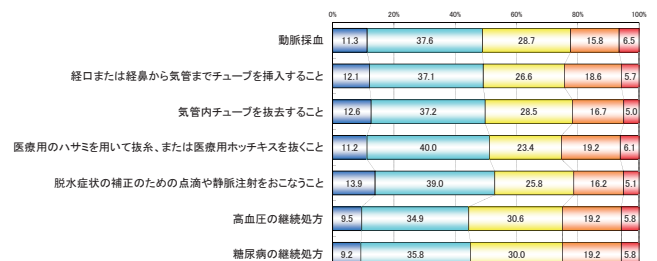
□賛成 □どちらかといえば賛成 □わからない □どちらかという反対 □反対



【結果】-4

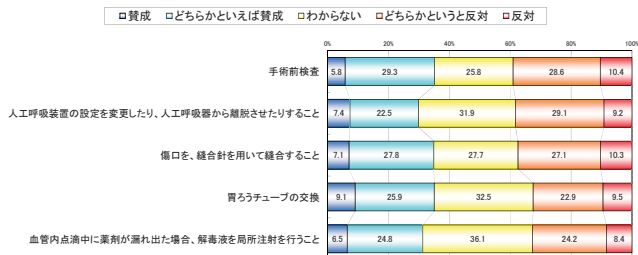
看護師への移譲について、賛成の多い医療行為

□賛成 □どちらかといえば賛成 □わからない □どちらかという反対 □反対



【結果】-5

看護師への移譲について、**反対**の多い医療行為

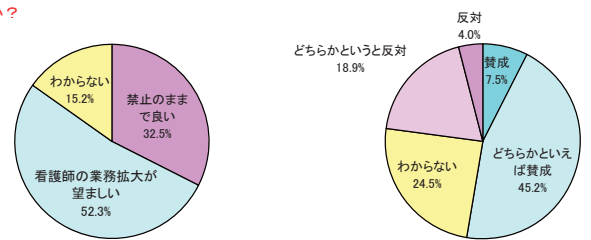


9

【結果】-6

現在の法律では、看護師が自らの判断で医療行為を行うことが禁止されています。この禁止事項についてどう思いますか？

看護師が医療行為をおこなうことに賛成ですか？反対ですか？



10

結果のまとめ-1

- ≈ 看護師が自立的に医療行為を行うことが禁じられている現状については34.5%が禁止のままでよいと答えたのに対し、52.4%が看護師の業務拡大が望ましいと回答した。
- ≈ また、WGで特定の医療行為を看護業務に移行することが検討されていることに関して52.7%が賛成・どちらかといえば賛成で、反対・どちらかといえば反対の22.9%を上回った。
- ≈ 賛成理由としては、医師不足だから・医師の負担の軽減・看護師への信頼などがあつた。

11

結果のまとめ-2

- ≈ 医療行為を看護師が行うことに関する反対理由として、**医療ミスへの不安・医師と看護師との知識差・責任の所在に関する不安**などが挙げられていた。
- ≈ 具体的な医療行為に対しては動脈採血や気管挿管などの技術的な項目では賛成が多かったが、
- ≈ 手術のリスク評価のための検査項目の決定や人工呼吸器の設定の判断・実施など看護師自身が病状診断・治療方針を判断する項目については反対が多かった。

12

【考察】-基本的理解

- ≈ 医行為は現状で医師の専権行為である。
根拠は医師法第17条。「医師でなければ、医業をなしてはならない。」つまり、業として医療行為を行なっているのは医師のみである。
違反すると3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金。またはその両方。
何故、「医師でなければ、医行為を行なってはならない」ではなかったのか？
臨時応急の手当を禁止すると、助かる命も助からないから。
「医業=医行為」か？
- ≈ 医行為とは何か？
医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業は、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為(医行為)を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

13

【考察】-基本的理解

- ≈ 看護行為とは何か？
保助看法第5条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくは褥瘡に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。
助看法37条 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をし、その他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、洗腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。
つまり、「看護行為」とは、療養上の世話と「医行為を含まない」診療の補助であると解釈される。

14

【考察】

- ≈ 調査の結果、看護師の業務拡大に関して寛容な意見の方が多く見受けられた。
- ≈ 賛成が多い業務としては、技術的なものが多く、**看護師が判断する・方針決定をするという業務に関しては、反対多数もしくは賛否拮抗する状態**であった。
- ≈ これらのことより、一般市民は、看護師の技術への信頼はあるものの、医療の知識や医療行為への意思決定・責任感については懐疑的であるといえる。

15

結論

- ≈ 看護師の業務拡大に関して、本調査では過半数の賛成を得られたが、賛成の理由は医師不足による受療の遅延を回避する目的のものが多く、本来の医師不足の問題を考慮に入れて看護師への業務移譲を考えるべきである。また、看護師の業務拡大に至っては、医療ミスへの対応、責任の所在の明確化が必要である。

16